

山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、Uターン子育て世帯の移住及び定住を促進するための住宅の新築、改修、購入等を行う者に対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン子育て世帯 過去に1年以上継続して本市の住民基本台帳に記載されていた者で市外に転出したものが、18歳未満の世帯員（胎児を含む。）を帯同して、定住の意思をもって再び本市に転入する場合におけるその世帯をいう。
- (2) 定住 本市に住宅を所有し、住所地として本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象とする者は、市内において住宅の新築、増築、改築若しくは改修（以下「新築等」という。）又は購入を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) Uターン子育て世帯として本市に転入すること。
- (2) 住宅の新築又は購入の場合にあつては住宅の新築又は購入後に所有者としての登記を予定し、住宅の増築、改築又は改修の場合にあつては世帯員のいずれかが当該住宅の所有者として登記されていること。
- (3) 世帯員の全てが市町村税（特別区税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (4) この補助金の額の確定を受けた日から5年以上継続して定住を予定していること。
- (5) 世帯員の全てがこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 世帯員の全てが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でないこと又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象とする費用（以下「補助対象費用」という。）は、住宅の新築等又は購入に要した費用でその総額が50万円以上のものとする。ただし、住宅の改修に要する費用にあつては、別表に規定する工事に要した費用に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体による住宅の新築等又は購入に係る他の補助を受けた費用（当該補助の対象となる費用の部分に限る。）
- (2) 災害等による給付金の支給対象となる工事費
- (3) 賃借の用に供している住宅又は賃貸の用に供する予定の住宅の工事費
- (4) 倉庫、車庫等の工事費（居住の用に供するための改修費を除く。）
- (5) 移動又は取り外しが可能な機器又は家具等の購入費

- (6) 共同住宅及び併用住宅における居住部分以外の工事費
- (7) 世帯員のいずれかが建設業者である場合は、新築等の工事に係る労務費
- (8) 敷地の造成又は門、塀その他の外構工事に要する費用
- (9) 新築等を伴わない住宅の解体工事費
- (10) 太陽光発電設備の設置費
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として適当でないと認める費用
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象費用に2分の1を乗じて得た額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円（住宅の新築等又は購入に係る契約の相手方が市外に主たる事務所を有する事業者である場合には、25万円）を限度とする。

（事前承認の手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅の新築等の工事又は購入をしようとする前に、山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業計画承認申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出し、事前に承認を受けなければならない。

- (1) 山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業調査票
- (2) 誓約書及び同意書
- (3) 事業計画書
- (4) 新築等又は購入をしようとする住宅の位置図
- (5) 新築等又は購入をしようとする住宅の内容が分かる平面図及び立面図
- (6) 新築等を行う箇所の工事着工前の写真（新築等の工事をする場合に限り。）
- (7) 新築等又は購入に係る見積書の写し
- (8) 戸籍の附票の写し
- (9) 世帯員の全ての住民票の写し
- (10) 世帯員の全てが市町村税を滞納していないことを証明する書類
- (11) 住宅の登記事項証明書の写し（増築、改築又は改修の工事をする場合に限り。）
- (12) 母子健康手帳の写し（18歳未満の世帯員が胎児である場合に限り。）
- (13) 他の制度を併用して申請する場合は、当該制度の申請書の写し
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付の要件に適合するかどうか等を確認し、その結果を当該申請をした者に通知する。

3 第1項の承認を受けた者は、当該承認の内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（補助金の交付の申請）

第7条 前条第1項の承認を受けた者であって、補助金の交付の申請をしようとする者は、新築等の工事が完了した後又は住宅を購入した後30日を経過する日までに、山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類（住宅の購入の場合にあっては、第3号から第5号までに掲げる書類を除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 世帯員の全ての住民票の写し
- (3) 住宅全体及び工事の施工箇所の完了後の写真
- (4) 工事の内容が分かる図面及び内訳書の写し
- (5) 都市計画区域にあつては、確認済証又は検査済証の写し
- (6) 新築等の工事又は購入に係る契約書の写し
- (7) 新築等の工事又は購入に係る領収書の写し
- (8) 住宅の登記事項証明書の写し
- (9) 他の制度を併用して申請している場合は、その制度の実績報告書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつた場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定及び額の確定をし、その旨を当該申請をした者に通知する。

(財産処分等の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の額の確定の日から5年以内において、補助金の交付を受けて新築等の工事又は購入を行った住宅を売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、解体し、若しくは担保に供するとき、又は当該住宅から世帯員のいずれかが転居するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が当該補助金の額の確定の日から5年以内にこの要綱の規定に違反したと認めるとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、療養、転勤、通学等のやむを得ない特別の事由があるときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後にUターン子育て世帯の世帯員として本市に転入する者が行う住宅の新築等又は購入について適用する。

(山鹿市三世代同居住宅支援事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 山鹿市三世代同居住宅支援事業補助金交付要綱（平成28年山鹿市告示42号。事項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

- 4 前項の規定の施行の前日に同項の規定による廃止前の旧要綱第8条の規定により交付決定された補助金については、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象の工事	
1	屋根、外壁又は軒天の改修（塗装、コーキング等の工事を含む。）
2	雨樋の取替え
3	床、壁又は天井材の張替え（段差解消のための改修を含む。）
4	ドア、ふすま、障子その他の建具の取替え
5	カウンター又は棚の設置
6	手すりの設置
7	間取り等の変更のための壁の改修
8	台所、浴室、便所又は洗面所の改修
9	ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置
10	太陽熱利用温水器の設置
11	換気扇又は全熱交換器の設置
12	エレベーター等の設置
13	床暖房設備工事
14	スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
15	火災報知器の設置
16	その他市長が必要と認める工事